

令和4年度川崎市特別養護老人ホームの移管先運営法人の募集（譲渡版）における質問に対する回答

質問No.	資料名	項目等	質問事項	回答
1	募集要項	3ページ 1-(ウ) 備品について	募集要項の「移管の方法等」に備品の取扱いとして、「本施設で現在使用している、本市の備品台帳に掲載された備品のうち、移管先運営法人が希望するものについては、無償譲渡します。」とあるが、無償譲渡の対象となる備品はどのような物が存在するのか？	<p>備品台帳に掲載されている主な備品は下記のとおりとなります。</p> <p>&lt;特別養護老人ホーム陽だまりの園&gt;                  ビジネスデスク 14、作業用チェア 5、会議用テーブル 10、回診車 1、蘇生器 2、カルテワゴン 4、診察台 1、酸素吸入器 4、電動ベッド 47、特殊浴槽 1、ホーミリフト固定型 1、耐薬品保管庫 2、ナーステーブル 1 専用テレビスタンド 3 等</p> <p>&lt;特別養護老人ホームしゅくがわら&gt;                  片袖机 10、会議用テーブル 12、折り畳みテーブル 27、食堂用テーブル 28、椅子 70、応接テーブル・椅子セット 3、応接長椅子 7、収納庫 26、ロッカー 22、配膳車 4、運搬車 1、車椅子 35、カルテワゴン 2、回診車 4、電動ベッド 68、特殊浴槽 1、大型中間入浴装置 1、中間浴槽 1 吸引器 2、滅菌器 1、ストレッチャー 1 等</p> <p>【経年劣化等により、使用できない備品が含まれている可能性があります。】</p>
2	募集要項	5ページ 7 募集及び選定スケジュールについて	移管後の運営法人に変更がある場合に、令和5年度中が業務引継ぎ期間となっているが、引継ぎの期間や、勤務している職員の継続雇用等についての条件はあるのか？	<p>移管後の運営法人に変更がある場合には、円滑な業務引継ぎを進めるため、川崎市と移管前の運営法人と移管後の運営法人により協定を締結します。</p> <p>令和5年度中における具体的な業務引継ぎの方法や、勤務している職員の継続雇用等については、移管前、移管後の当該法人間で協議を行いながら進めていくこととなります。</p>
3	【別紙1】 特別養護老人ホームの民移管にあたっての諸条件	2ページ 4-(3)-イ 施設に付帯する設備等	施設に付帯する設備等の修繕に係る経費は、運営法人が負担することとなっているが、これまでの2施設の修繕履歴を提示してほしい。	<p>これまで実施している主な軽易工事（100万円超）及び大規模修繕工事の内容については、下記のとおりとなります（川崎市実施分）。</p> <p>なお、指定管理者が実施している100万円以内の修繕工事については割愛しています。</p> <p>&lt;特別養護老人ホーム陽だまりの園&gt;                  平成20年度 冷温水発生機修繕工事                  平成22年度 中央監視装置改修工事                  平成23年度 冷却水チューブ薬品洗浄工事                  平成24年度 ポンプ交換及び冷却塔駆動部改修工事                  平成27年度 ボイラー1号機及びボイラー2号機更新工事                  平成28年度 駐車場一部舗装工事                  平成30年度 水洗機及び汚物除去機補修工事、スプリンクラー設備保守工事、空調設備補修工事、乾燥機補修工事                  平成31年度 排水設備補修工事、屋外排水補修工事、汚水設備補修工事                  令和2年度 個別空調設置工事、空調設備更新・新設工事                  令和3年度 厨房設備更新工事、空調設備更新工事、電動ベッド交換、防災設備更新工事、P A S S交換工事、照明LED化工事、内装修繕及びライトコート塗装工事、洗濯設備入替工事                  令和4年度 給水ポンプユニット更新工事</p> <p>※上記の他、令和5年度に下記の工事を予定しております。                  昇降機更新工事（寝台用、厨房内、ダムエーター）、敷地内一部舗装工事、受変電設備部品交換工事</p> <p>&lt;特別養護老人ホームしゅくがわら&gt;                  平成19年度 屋上補修工事                  平成23年度 スプリンクラー補修工事                  平成26年度 冷温水発生機整備工事                  平成27年度 エレベーター修理工事                  令和2年度 空調用熱源ポンプ更新工事                  令和3年度 エレベーター停電時自動着装置交換工事、荷物用エレベーター修繕工事、厨房洗浄機入替工事、デイサービス中間浴槽交換工事、自動ドア駆動装置交換工事、外壁水漏等補修工事、受水槽加圧ポンプ補修工事、非常用照明機器交換工事、電話交換設備更新工事、ガス焚式給湯温水ヒーター更新工事、LED照明器具交換工事、冷却塔更新工事、排気設備更新工事、非常用自家発電機更新工事、ナースコール設備補修工事、電動ベット交換、LED追加工事、空調設備更新工事、厨房設備機器更新工事、人荷用エレベーター修繕工事</p> <p>※上記の他、令和5年度に下記の工事を予定しております。                  昇降機（寝台用）更新工事、外壁補修工事</p>

令和4年度川崎市特別養護老人ホームの移管先運営法人の募集（譲渡版）における質問に対する回答

質問No.	資料名	項目等	質問事項	回答
4	【別紙9】 地域包括支援センターの運営業務委託について	9ページ 地域支援強化要員について	地域支援強化要員は非常勤でも可となっているが、勤務日数・時間に条件はあるのか？	地域支援強化要員として非常勤職員を配置した場合、勤務日数・勤務時間について市が定める要件はありません。 なお、地域包括支援センターの体制強化策の一環として、平成31年度から地域支援強化要員に常勤職員の配置を可能とする見直しを行った経過があるため、現状では可能な限り、常勤職員の配置をお願いしているところです。
5	【別紙9】 地域包括支援センターの運営業務委託について	11ページ ケアプラン給付管理件数の上限について	指定介護予防支援事業所と地域包括支援センターを兼務する職員が月20件の上限を超えたプランを作成した場合は返金があるのか？	委託料の返還は求めておりません。
6	【別紙11】 川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱	別表5（第4条関係） 設備等の整備に係る補助対象事業について	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する場合、設備等の整備に係る補助対象事業として、定員1人当たり（定員は併設ショートステイ居室を含む）839,000円の補助基準額となっているが、本公募に係る2施設についても対象となるのか？	本公募の対象としている2施設ともに、補助金の対象にはなりません。 当該補助金は、地域医療介護総合確保基金を活用するもので、神奈川県との調整を要するものですが、本公募に係る事案については、補助金の対象にはならないことを神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課に確認をしています。
7	【別紙12】 川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助要綱	活用時期について	本公募の対象となっている2施設について、適宜修繕を行っているとのことであるが、移管先運営法人に選定された際は、運営受託後でないと大規模修繕補助金は活用できないのか？	当該補助制度は指定管理施設を対象外としているため、施設を譲渡する令和6年4月1日以降に活用いただくことになります。

令和4年度川崎市特別養護老人ホームの移管先運営法人の募集（譲渡版）における質問に対する回答

質問 No.	資料名	項目等	質問事項	回 答
8	【別紙13】 川崎市老人福祉施設育成費助成 交付要綱	6ページ 附表1 職員雇用費雇用職員基準 について	募集要項の4ページの「(6) 職員雇用費に係る助成金について(運営開始以降)」では、定員69名までの施設が助成金交付の対象と読み取れるが、別紙13の附表1では、定員60名までの施設が対象となっている。どちらが正しいのか？	<p>特別養護老人ホームにおける職員雇用費助成については、定員60名までの施設を対象としておりましたが、要綱改正(令和4年4月1日施行)を行い、定員69名までの施設に対象範囲の拡大を行っております。</p> <p>別紙13につきましては、改正前の要綱となりますので、下記のとおり修正をさせていただきます。申し訳ありません。</p> <p>↓↓↓</p> <p>附表1 修正前：定員51人～60人施設 修正後：定員51人～69人施設</p>
9	【別紙14】 介護老人福祉施設等運営費貸付要 綱	貸付金について	修繕工事等に対する貸付金はいくらになるのか？	<p>要綱第4条第2号に規定しているとおり、平成21年4月1日以降に初めて貸付けを行う場合については、貸付期間が貸付日を起算日として10年以内とする貸付け(以下「長期貸付」とする。)を利用することができます。</p> <p>長期貸付の利用は1回のみとし、償還方法については、貸付日を起算日として6年目から10年目における5年間の均等年賦償還を原則としています。</p> <p>また、長期貸付を利用する場合は、貸付期間を、貸付けを実施したときから貸付けを実施した年度内とする貸付け(以下「併用型短期貸付」という。)を併せて利用できることとしています。</p> <p>なお、年度内における併用型短期貸付は1回のみとし、長期貸付の貸付期間が終了するまで、併用型短期貸付を再度利用することができます。</p> <p>&lt;貸付金の算出方法&gt; 例：介護老人福祉施設の場合(しゅくがわら) 別表2(第3条関係) 長期貸付→68名×325,000×1.04×3カ月×0.9×0.5=31,028,400円 短期貸付→68名×325,000×1.04×3カ月×0.9×0.5=31,028,400円 注)川崎市議会の予算承認が必要となります。また、制度の内容や金額に変更が生じたり、廃止となる場合があります。</p>
10	-	収支実績	2施設について、直近3か年の収支実績を提示してほしい。	<p>毎年度、指定管理者から事業報告書の提出を受け、事業目的の達成度や事業による効果について評価を行い、評価内容を本市のホームページを通じて公表することにより、運営の透明性を図っています。収支実績についても、評価内容(評価シート)により確認ができますので、下記のホームページアドレスからご覧ください。</p> <p>↓↓↓</p> <p>特別養護老人ホーム陽だまりの園 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000121485.html">https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000121485.html</a> 特別養護老人ホームしゅくがわら <a href="https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120878.html">https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120878.html</a></p>
11	-	サービス利用実績	2施設について、直近3か年のサービス利用実績を提示してほしい。	<p>毎年度、指定管理者から事業報告書の提出を受け、事業目的の達成度や事業による効果について評価を行い、評価内容を本市のホームページを通じて公表することにより、運営の透明性を図っています。サービス利用実績についても、評価内容(評価シート)により確認ができますので、下記のホームページアドレスからご覧ください。</p> <p>↓↓↓</p> <p>特別養護老人ホーム陽だまりの園 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000121485.html">https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000121485.html</a> 特別養護老人ホームしゅくがわら <a href="https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120878.html">https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120878.html</a></p>

令和4年度川崎市特別養護老人ホームの移管先運営法人の募集（譲渡版）における質問に対する回答

質問 No.	資料名	項目等	質問事項	回 答
12	—	施設名称について	譲渡後の施設名の変更は可能か？	<p>施設の名称変更は可能ですが、高齢者事業推進課事業者指定係宛てに、「（様式4）介護サービス事業者変更届出書」等の提出が必要となりますので、御留意願います。</p>
13	—	増床について	将来的な増床は可能か（同一建物での増床）？	<p>特別養護老人ホームについては、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、整備を進めておりますので、将来的な増床は認められません。 ただし、他の施設で減床等が発生し、その不足分を確保するため、増床等を対象とする公募を実施することも考えられますので、そのような場合は、応募資格を満たしていれば、応募することが可能となります。</p>